

住吉区におけるヤングケアラーへの取り組み

ヤングケアラー相談窓口の周知

ヤングケアラー相談窓口 住吉区役所保健福祉課（子育て相談室）（区役所 2 階 26 番窓口）
電話 06-6694-9942 ファックス 06-6694-9692

（参考）ヤングケアラー相談窓口受付件数

学籍	相談経路	概 要
小学校	近隣・知人	父、母、弟の 4 人世帯。 学校授業時間帯に弟を公園に連れて行って世話をしている。
小学校	その他	母、兄の 3 人世帯。 家内ごみが散乱。本兄が、中学生の兄を看病している。
中学校	学校	父、母、弟の 4 人世帯。母は持病があり、暴言・暴力あり。 不登校であり、兄弟の看病や食事の用意を担う。
中学校	学校	母と兄弟の 4 人世帯。母からの暴言・暴行あり。生活保護世帯であり、母は 22 時～翌 10 時頃まで勤務。不登校であり、兄弟の看病など世話をしている。

支援者向け研修会の開催（令和 4 年度）

日 時：令和 5 年 2 月 24 日（金）

テーマ：ヤングケアラー当事者の語りから～今、私たちがはじめられること～

講 師：NPO 法人 ふうせんの会（事務局の方・当事者の方）

会 場：住吉区役所 4 階 第 4・5 会議室

対象者：民生委員児童委員、主任児童委員、こども見守り隊、子育て支援センターつどいの広場、こども食堂等の職員や地域で子育て支援に関わる方、区役所職員など

参 加：41 名

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人がするような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。たとえば、

- ・食事の用意、洗濯、掃除をしている
- ・身の回りの世話や看病をしている
- ・幼いきょうだいの世話をしている
- ・日本語が話せない家族のために通訳をしている

などがあります。

これらのことに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかつたり、学校に行けなかつたり、遅刻するなど、友人関係や学業などに影響が出てくる場合があります。

令和 5 年度新規事業(10 月末現在)

大阪市ヤングケアラー外国語通訳派遣事業（R 5. 8 ～）

日常生活を送るためにヤングケアラーの通訳に頼っている方を対象に、こどものケア負担を軽減することを目的として通訳者を派遣し、区役所での行政手続き等に同行して通訳を行います。

ヤングケアラー外国語通訳派遣事業の相談・申請窓口

大阪市の各区役所で、ヤングケアラー外国語通訳派遣の相談・申請ができます。

<通訳できる手続き>

- (1) 区役所などの行政機関での相談や手続き
- (2) 学校など教育機関への入学手続き
- (3) 医療機関での受付け、診察、会計、予約など
- (4) 福祉サービス事業所でのサービス利用時
- (5) 自宅でのケアプランやサービス利用支援作成時の面談、家事育児訪問支援事業や訪問型福祉サービスの利用時
- (6) その他この事業の目的に沿っているもの

<補足事項>

- ・ 仕事、宗教、政治、法人や団体の活動、娯楽、手術などリスクの高い医療通訳には使えません。
- ・ 無料で、何度も利用できます。

<通訳できる言語>

中国語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語

<この事業を利用できる方>

すべてにあてはまる方が利用できます。

- (1) 大阪市内に住んでいる 18 歳以上の方
- (2) 日常生活を送るために、ヤングケアラーの通訳に頼っている方
- (3) ヤングケアラーが家族であり、当該ヤングケアラーが大阪市内に住んでいる方

家事・育児訪問支援事業（R 5．10～）

子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等（要保護児童対策地域協議会に登録して、継続的な見守り支援を行っている家庭等）やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援します。その後、支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担軽減を図ります。

<支援世帯>

各区において要保護児童対策地域協議会などで選定した世帯

<支援期間>

3 か月（必要に応じて、延長を検討）

<支援頻度>

1 回につき 2 時間（目安：1 週間あたり 1 回、1 か月あたり 4 回）

<利用料>

無料

<支援内容>

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（授乳、おむつ交換、沐浴介助、保育所等の送迎支援等）

<事業実施者>

家事支援・育児支援を行っている民間の事業者（53 事業者）